

第2号議案

令和7年度事業計画(案)

社会福祉法人 慈敬会

特別養護老人ホーム ヒューマン・ケアこうしの杜

令和7年度事業計画(案)

《 運営方針 》

- 1 ヒューマン・ケアこうしの杜(以下こうしの杜)は、運営理念を基に老人福祉法及び介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護サービスの提供を通して、サービスを利用される高齢者の人権、個性、意思決定を尊重するとともに、お一人おひとりが生きがいのある生活を営まれることを目指し、ユニットケアにおける自己選択方式の自立支援を目指し質の高い専門的ケアに努める
また、ご利用者本人がその人らしい生活を継続して送れるように、ご本人を交えご家族と職員が協力し合い共に援助していく施設を目指す。また、積極的に地域に出向き、地域福祉活動に参加する(感染症の発生状況等による)
- 2 介護サービス事業者としての適切な運営管理、ケアの質向上に資するよう情報提供の開示に努める
- 3 ご利用者のご家族及び包括支援センターからの介護相談員受け入れによりサービスに関する意見交換を定期的に行い、業務改善と職員の意識改革を図るとともに、その結果を公表しご利用者へのサービス向上に努める
- 4 地域との連携・交流については、対人交流の様々な手段を用いて積極的に交流ができるように工夫を行う。具体的には、リモートでの会議やメール等情報共有の手段を柔軟に考える
 - (1)災害支援・地域協力
 - ①災害体験や近年の自然災害状況を勘案し、業務継続計画(BCP)を基にマニュアルの見直しを行い、日頃からシミュレーションできるよう体制を整える
*業務継続計画(BCP)については下記に記載
 - ②地域の防災関連の状況等を区長や消防署等と情報交換し安全・安心できるまちづくりの一環を担う
 - (2)高齢者介護関係に限らず、諸団体及び地域住民との交流
 - ①地域会議や地域住民の意見を聴取し、こうしの杜が果たす役割を常に考え、合志市の課題を探究、研鑽する。また黒石原地区との繋がりを大切に、行事や活動等に参加する。
 - (3)合志市高齢者支援課や地域包括支援センターとの連携
- 5 就労の環境改善・働き方改革
 - (1)質の高い介護サービスを提供するため、職員の専門的技術、資格、経験等に応じた活躍の場を提供し意欲向上を図る。管理職は、職員の自己評価をもとに職員のキャリアアップについて、職員個人と話し合い共に考える機会を計画する
 - (2)職員定着改善、人員確保についての検討を定期的に行う(管理者会議)
 - (3)外国人の雇用を継続して検討。雇用課題として、就労外国人への介護技術の習得、各取得のための支援、職場風土の配慮、生活環境に関する支援等について、職員からの意見や要望

を定期的に確認する

- (4) 有給休暇について、各部署で職員と協力し計画的に有給が取得できるようにする(長期休暇を含む)
- (5) ユニット単位の人員の増員体制: 就労柔軟なパート雇用、高齢者雇用体制の緩和(就業規則改定)
- (6) 個人の能力に応じた柔軟な就労方法を提案し介護従事者の就労革新を考える
- (7) ICTの活用によりケアや業務の効率化を勧め、入居者の方や職員間のコミュニケーションの多様化、科学的なケアを展開する

◀ 入所事業 ▶

1 生活支援の総括

- (1) 入居者の方(入所事業では入居者と表示)の全身状態把握とアセスメントの徹底を図り、心身の異常の早期発見及び、QOL(生活の質)の向上に努める
- (2) 入居者の方の身体状態の重度化やお看取りの方へのケアについて研鑽する。
具体的にはフォローアップ研修や日々のカンファレンスを重視し、入居者の方の視点で議論し実行する
- (3) 入居者の方の全身状態把握とアセスメントの徹底を図り、心身の異常の早期発見及びQOL(生活の質)の向上に努める
- (4) 入居者の方の病状変化やケアについては、個別のケアプラン発表・カンファレンスを行い職種間の連携を密にし、チームワークを強化する。またケアプラン発表には、入居者ご本人とご家族と共に意見交換を行い、信頼関係の構築に努める
- (5) 上記に基づき、心身の健康管理や生活上の予防を行い、入院日数を最小限とし利用率の効率化をはかり健全な施設運営を行う

2 栄養管理・食事

(1) 栄養管理

- ① 栄養ケアマネジメントに基づいた個別の栄養管理を行い、入居者お一人おひとりの栄養状態の維持・改善に努める。また栄養状態のリスクが高い入居者の方には、各部署連携の下、栄養の分析を行い食事の調整を行う。食事の際に変化を把握し問題がある場合には、早期に対応する
- ② 慢性疾患のある入居者の方には、医師の指示に基づき療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・すい臓病食・脂質異常症食)を提供し、疾患の悪化防止に努める
- ③ 食べることの重要性を認識し、経口摂取が難しい場合であっても医師の指示に沿って経口摂取の移行や経口維持の工夫を行う
- ④ 最後まで食べることの愉しみを感じられるように食事の内容のほか、口腔内の衛生管理や食事形態の工夫に努める

(2) 食事サービス

- ① 「日本人の食事摂取基準 2020 年版」に基づいた食事管理(特定集団に対する食事計画とそれに基づく適切な品質管理による継続的な食事提供及び摂取状況等の把握)を行うことで、入居者の方への健康の維持・増進と生活習慣病の予防に努める
- ② 咀嚼・嚥下障害の方にも美味しく安全に食べて頂けるような料理の工夫を行う

3 行事・余暇活動

感染症対策を行いつつ、創意工夫を凝らし入居者の方の楽しみや生きがいを大切にする

- (1) 入居者の方の意向、心身の状態に応じた行事レクリエーションの充実を図る
- (2) 季節や地域性を感じられる活動を試みる
- (3) 趣味の会、クラブ活動の充実
- (4) 地域行事への見学、地域と繋がるための新たな参加方法の模索

4 災害想定訓練とBCP(事業継続計画)について

- (1) 火災については、通年どおり年間防災計画に基づき避難訓練、消火器・消火栓操作法訓練及び設備定期点検実施等を実施し、訓練精度を高めるとともに防災意識向上に努める(火災時の自主訓練や備えの点検を年間2回行う)
- (2) 自然災害(台風、竜巻、地震等)についてのマニュアルの見直しや職員研修、災害前後のシミュレーションを行う
- (3) 災害にあっても食の満足度を考え、備蓄品リストを作成し定期的に見直し点検する
- (4) 災害時の職員行動基本順番計画、確認
- (5) 被災した場合を想定し施設請求サーバーや他 PC サーバーのバックアップと保存の管理
- (6) 災害時の業者、各機関への連絡方法と指示系統の確認、持ち出し物確認

5 感染症知識習得とBCP(事業継続計画)について

感染症の知識とその予防の方法や発生時のシミュレーションの習得、そして熊本県内の感染状況を把握し、その状況に合わせて感染拡大防止についての対策を執る

- (1) 職員は、感染予防を日々の生活習慣に取り入れられるように保健衛生委員会が啓発する
- (2) 入居者の方へのケアについては「栄養・活動・休息・清潔・疾病の予防」を基本とし、日頃から生活予防に配慮する
- (3) 熊本県内や九州地区の感染拡大状況に応じて職員に具体的な生活上の留意事項を伝達し施設内感染を予防する
- (4) 日頃の施設管理: 予防消毒、早期対応(症状のある職員への休暇、入居者間の接触)
- (5) 定期的に感染症発生時のシミュレーションや内部研修会の実施、月1回の委員会の開催によりマニュアルの周知を行う

- (6) 感染疑いや感染症発生時の対応:指示系統確認、勤務体制の整備、各機関との連絡、ご家族への連絡

6. 職員研修・委員会活動

内部研修会は状況により集合研修とリモート研修のどちらかで、職員主体の研修を企画する

- (1) 外部研修参加により、常に新たな情報を取得し、ケアの質の向上や創意工夫を図る。
- (2) 専門職としての資格取得、キャリアアップを支援する。
- (3) 内部研修(月一回);研修の内容は施設管理を行う上で、タイムリーな課題を取り入れケア改善を図る。
- (4) 施設内で日頃のケアを振り返り、研究発表を行い互に高め合う機会をつくる
- (5) 虐待防止検討委員会・身体拘束適正委員会を中心に、高齢者権利擁護についての知識の周知と倫理を常に考えるシステムを構築する

7. 職員のメンタルサポート

- (1) 管理職は、就業に関する相談を受けやすい職場風土に心がける
管理職は、職員の健康管理(身体的・精神的・社会的)に留意する
- (2) 管理職は、運営管理や職員就労サポートに関する外部研修等に積極的に参加し、自施設に合った運営について常に模索する(管理者会議にて)
- (3) 職員の精神負担からおこる不適切なケアが発生しないように就労上の負担軽減を考える
(備品整備、業務見直し、休暇)
- (4) 様々な原因から職員がストレスや抑うつ状態に陥っていないか管理職は、職員の日頃の表情やコミュニケーションから職員の心身状態に留意する
- (5) ハラスメント防止に関する指針を定め、ハラスメントを知ること、相談窓口を設置すること、職員間や管理者とのコミュニケーションを重視し、職員の就労環境改善を図る

備考1)令和7年度 社会福祉法人慈敬会 事業計画表(案)

令和7年社会福祉法人慈敬会〈こうしの杜 入所〉事業計画(案)

月	施設 運営・設備管理		入居者余暇活動	施設内研修会	職員業務・活動 (委員会)	地域交流
	運営	設備				
4	R7年3月	施設機材点検	桜、つつじ花見外出	排泄ケアについて	感染症予防	施設内地域活動検討会議
	R6年度事業報告まとめ	介護機材の点検 害虫駆除(年3回) エアコン清掃 検便1回/月:調理員	ドライブ	外部講師	加湿器掃除収納(環境美化) 生産性向上推進委員会 認知症ケアアセスメントカンファ 月1回の委員会開催	
5	・運営推進会議 ・こうしの杜指定更新申請	草刈り、外庭清掃 エアコン清掃 検便1回/月:調理員	つつじ・菖蒲花見 外出・ドライブ	感染症管理-1	緊急連絡訓練・模擬訓練 BCP訓練の一環 広報誌発行(広報)	
			車月会(お茶会)	食中毒・ノロウイルス	入居者寝具調整(環境美化) 身体拘束廃止適性委員会(1)	
6	理事会 評議員会 役員任期 *新役員登記等	ガラス窓清掃 エアコン清掃 検便1回/月:調理員	紫陽花花見ドライブ 夜会	*虐待・身体拘束・不適切なケア・ハラスメントを考える *BCP研修-1 BCP訓練-1	虐待防止検討委員会(1) 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会	施設内地域活動検討会議
7	*運営推進会議	ガラス窓清掃 外庭清掃・除草 ・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理員	七夕 お盆イベント 衣替え(利用者) 杜カフェ開催	*認知症ケア *疾患と心理症状、BPSDの理解とチームケアの方法	広報誌発行 施設内外のリスク点検(リスク) *初盆のご挨拶(担当) 月1回の委員会開催	
8	災害・防災月間	ガラス窓清掃(2F)・施設外壁清掃 外庭清掃・除草 災害用備蓄品整理 検便1回/月:調	納涼祭(中旬) 花火鑑賞(恵楓園・下旬) 花火(施設庭先)	看取りケアについて 前田先生とグループワーク	入居者・ご家族・職員アンケート ケアプラン研修 月1回の委員会開催 身体拘束廃止適性委員会(1) 生産性向上推進委員会	施設内地域活動検討会議

9	総合防災訓練(自主)理事会 運営推進会議	消防設備点検 職員健診(夜勤務者) 害虫駆除(年3回) ・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理員	敬老会	①リスクマネージメント:事故分析-1 ②権利擁護・倫理・接遇について	虐待防止検討委員会(2) 月1回の委員会開催	
10	合志市防災訓練協力	寝具交換 エアコン・空調フィルター清掃 検便1回/月:調理員	コスモス花見ドライブ	感染症管理-2 (新型コロナ・インフルエンザ・ノロウイルス他)	広報誌発行 BCP研修・訓練-2 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会	
11	運営推進会議	ガラス窓清掃 インフルエンザ予防接種 検便1回/月:調理員	外食テイクアウト・ピクニック スポーツ大会	高齢者の権利擁護-2 外部講師(可)	虐待防止検討委員会(3) 月1回の委員会開催	
12	理事会	・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理員	門松づくり	(虐待・身体拘束・不適切なケアを考える) 理念・運営方針について 自己啓発について	大掃除(環境美化) 書類整理 虐待防止検討委員会(3) 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会	地域活動 自治会公民館 清掃
R8.1	運営推進会議	備品在庫整理 検便1回/月:調理員	初詣	高齢者の権利擁護-3	身体拘束廃止適性委員会(4) 月1回の委員会開催	
R8.2		・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理員	節分イベント 植木市(1月下旬~2月中旬)		各種委員会のまとめ・次年度計画 生産性向上推進委員会	
R8.3	理事会 次年度事業計画	備品在庫整理	消防設備点検 おやつ作り	ひなまつりイベント	令和8年度事業報告・次年度計画提出 月1回の委員会開催	

第2号議案

令和7年度事業計画(案)

社会福祉法人 慈敬会

特別養護老人ホーム ヒューマン・ケアたかばの杜

令和7年度事業計画(案)

《 運営方針 》

- 1 ヒューマン・ケアたかばの杜(以下たかばの杜)は、運営理念を基に老人福祉法及び介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を通して、サービスを利用される高齢者の人権、個性、意思決定を尊重するとともに、お一人おひとりが生きがいのある生活を営まれることを目指し、ユニットケアにおける自己選択方式の自立支援を目指し質の高い専門的ケアに努める
また、ご利用者本人がその人らしい生活を継続して送れるように、ご本人を交えご家族と職員が協力し合い共に援助していく施設を目指す。また、積極的に地域に出向き、地域福祉活動に参加する(感染症の発生状況等による)
- 2 介護サービス事業者としての適切な運営管理、ケアの質向上に資するよう情報提供の開示に努める
- 3 ご利用者のご家族及び包括支援センターからの介護相談員受け入れによりサービスに関する意見交換を定期的に行い、業務改善と職員の意識改革を図るとともに、その結果を公表しご利用者へのサービス向上に努める
- 4 地域との連携・交流については、対人交流の様々な手段を用いて積極的に交流ができるように工夫を行う。具体的には、リモートでの会議やメール等情報共有の手段を柔軟に考える
 - (1)災害支援・地域協力
 - ①災害体験や近年の自然災害状況を勘案し、業務継続計画(BCP)を基にマニュアルの見直しを行い、日頃からシミュレーションできるよう体制を整える
*業務継続計画(BCP)については下記に記載
 - ②地域の防災関連の状況等を区長や消防署等と情報交換し安全・安心できるまちづくりの一環を担う
 - (2)高齢者介護関係に限らず、諸団体及び地域住民との交流
 - ①竹迫や幾久富地区との繋がりや関わりを持ち行事や活動に参加する
 - (3)合志市高齢者支援課や地域包括支援センターとの連携
 - ①地域会議に参画し、たかばの杜が果たす役割を常に考え、合志市の課題を探求、研鑽する。
- 5 就労の環境改善・働き方改革
 - (1)質の高い介護サービスを提供するため、職員の専門的技術、資格、経験等に応じた活躍の場を提供し意欲向上を図る。管理職は、職員の自己評価をもとに職員のキャリアアップについて、職員個人と話し合い共に考える機会を計画する
 - (2)職員定着改善、人員確保についての検討を定期的に行う(管理者会議)

- (3)外国人の雇用を継続して検討。雇用課題として、就労外国人への介護技術の習得、各取得のための支援、職場風土の配慮、生活環境に関する支援等について、職員からの意見や要望を定期的に確認する
- (4)有給休暇について、各部署で職員と協力し計画的に有給が取得できるようにする(長期休暇を含む)
- (5)ユニット単位の人員の増員体制:就労柔軟なパート雇用、高齢者雇用体制の緩和(就業規則改定)
- (6)個人の能力に応じた柔軟な就労方法を提案し介護従事者の就労革新を考える
- (7)ICTの活用によりケアや業務の効率化を勧め、入居者の方や職員間のコミュニケーションの多様化、科学的なケアを展開する

《 入所事業 》

1 生活支援の総括

- (1)入居者の方(入所事業では入居者と表示)の全身状態把握とアセスメントの徹底を図り、心身の異常の早期発見及び、QOL(生活の質)の向上に努める
- (2)入居者の方の身体状態の重度化やお看取りの方へのケアについて研鑽する。
具体的にはフォローアップ研修や日々のカンファレンスを重視し、入居者の方の視点で議論し実行する
- (3)入居者の方の全身状態把握とアセスメントの徹底を図り、心身の異常の早期発見及びQOL(生活の質)の向上に努める
- (4)入居者の方の病状変化やケアについては、個別のケアプラン発表・カンファレンスを行い職種間の連携を密にし、チームワークを強化する。またケアプラン発表には、入居者ご本人とご家族と共に意見交換を行い、信頼関係の構築に努める上記に基づき、心身の健康管理や生活上の予防を行い、入院日数を最小限とし利用率の効率化をはかり健全な施設運営を行う

2 栄養管理・食事

(1)栄養管理

- ① 栄養ケアマネジメントに基づいた個別の栄養管理を行い、入居者お一人おひとりの栄養状態の維持・改善に努める。また栄養状態のリスクが高い入居者の方には、各部署連携の下、栄養の分析を行い食事の調整を行う。食事の際に変化を把握し問題がある場合には、早期に対応する
- ② 慢性疾患のある入居者の方には、医師の指示に基づき療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・すい臓病食・脂質異常症食)を提供し、疾患の悪化防止に努める

- ③ 食べることの重要性を認識し、経口摂取が難しい場合であっても医師の指示に沿って経口摂取の移行や経口維持の工夫を行う
- ④ 最後まで食べることの愉しみを感じられるように食事の内容のほか、口腔内の衛生管理や食事形態の工夫に努める

(2) 食事サービス

- ① 「日本人の食事摂取基準 2020 年版」に基づいた食事管理(特定集団に対する食事計画とそれに基づく適切な品質管理による継続的な食事提供及び摂取状況等の把握)を行うことで、入居者の方への健康の維持・増進と生活習慣病の予防に努める
- ② 咀嚼・嚥下障害の方にも美味しく安全に食べて頂けるような料理の工夫を行う

3 行事・余暇活動

感染症対策を行いつつ、創意工夫を凝らし入居者の方の愉しみや生きがいを大切にする

- (1) 入居者の方の意向、心身の状態に応じた行事レクリエーションの充実を図る
- (2) 季節や地域性を感じられる活動を試みる
- (3) 趣味の会、クラブ活動の充実
- (4) 地域行事への見学、地域と繋がるための新たな参加方法の模索

4 災害想定訓練と BCP(事業継続計画)について

- (1) 火災については、通年どおり年間防災計画に基づき避難訓練、消火器・消火栓操作法訓練及び設備定期点検実施等を実施し、訓練精度を高めるとともに防災意識向上に努める(火災時の自主訓練や備えの点検を年間 2 回行う)
- (2) 自然災害(台風、竜巻、地震等)についてのマニュアルの見直しや職員研修、災害前後のシミュレーションを行う
- (3) 災害にあっても食の満足度を考え、備蓄品リストを作成し定期的に見直し点検する
- (4) 災害時の職員行動基本順番計画、確認
- (5) 被災した場合を想定し施設請求サーバーや他 PC サーバーのバックアップと保存の管理
- (6) 災害時の業者、各機関への連絡方法と指示系統の確認、持ち出し物確認

5 感染症知識習得と BCP(事業継続計画)について

- (1) 感染症の知識とその予防の方法や発生時のシミュレーションの習得、そして熊本県内の感染状況を把握し、その状況に合わせて感染拡大防止についての対策を執る
- (2) 職員は、感染予防を日々の生活習慣に取り入れられるように保健衛生委員会が啓発する入居者の方へのケアについては「栄養・活動・休息・清潔・疾病の予防」を基本とし、日頃から生活予防に配慮する

- (3) 熊本県内や九州地区の感染拡大状況に応じて職員に具体的な生活上の留意事項を伝達し施設内感染を予防する
- (4) 日頃の施設管理: 予防消毒、早期対応(症状のある職員への休暇、入居者間の接触)
- (5) 定期的に感染症発生時のシミュレーションや内部研修会の実施、月1回の委員会の開催によりマニュアルの周知を行う
- (6) 感染疑いや感染症発生時の対応: 指示系統確認、勤務体制の整備、各機関との連絡、ご家族への連絡

6. 職員研修・委員会活動

- (1) 内部研修会は状況により集合研修とリモート研修のどちらかで、職員主体の研修を企画する
- (2) 外部研修参加により、常に新たな情報を取得し、ケアの質の向上や創意工夫を図る。
- (3) 専門職としての資格取得、キャリアアップを支援する。
- (4) 内部研修(月一回); 研修の内容は施設管理を行う上で、タイムリーな課題を取り入れケア改善を図る。
- (5) 施設内で日頃のケアを振り返り、研究発表を行い互に高め合う機会をつくる
- (6) 虐待防止検討委員会・身体拘束適正委員会を中心に、高齢者権利擁護についての知識の周知と倫理を常に考えるシステムを構築する

7. 職員のメンタルサポート

- (1) 管理職は、就業に関する相談を受けやすい職場風土に心がける
管理職は、職員の健康管理(身体的・精神的・社会的)に留意する
- (2) 管理職は、運営管理や職員就労サポートに関する外部研修等に積極的に参加し、自施設に合った運営について常に模索する(管理者会議にて)
- (3) 職員の精神負担からおこる不適切なケアが発生しないように就労上の負担軽減を考える
(備品整備、業務見直し、休暇)
- (4) 様々な原因から職員がストレスや抑うつ状態に陥っていないか管理職は、職員の日頃の表情やコミュニケーションから職員の心身状態に留意する
- (5) ハラスメント防止に関する指針を定め、ハラスメントを知ること、相談窓口を設置すること、職員間や管理者とのコミュニケーションを重視し、職員の就労環境改善を図る

備考1) 令和7年度 社会福祉法人慈敬会 事業計画表(案) 別表参照

令和7年社会福祉法人慈敬会〈たかばの杜 入所〉事業計画(案)

月	施設 運営・設備管理		入居者余暇活動	施設内研修会	職員業務・活動 (委員会)	地域交流
	運営	設備				
4	運営推進会議	施設機材点検	桜つつじ花見外出	介護リスクマネージメント	感染症予防	施設内地域活動検討会議
	R6 年度事業報告まとめ	介護機材の点検 害虫駆除(年3回) エアコン清掃 検便 1 回/月:調理員	ドライブ		加湿器掃除収納(環境美化) 生産性向上推進委員会 月1回の委員会開催	
5		草刈り、外庭清掃 エアコン清掃 検便 1 回/月:調理員	つつじ・菖蒲花見 外出・ドライブ	感染症管理-1	緊急連絡訓練・模擬訓練 BCP 訓練の一環 認知症ケアカンファレンス	
			卓月会(お茶会)	食中毒・ノロウイルス	入居者寝具調整(環境美化) 身体拘束廃止適性委員会(1)	
6	・運営推進会議 ・理事会 評議員会 役員任期 * 新役員登記等	害虫駆除(年2回) エアコン清掃 検便 1 回/月:調理員	水無月御茶会	* 高齢者の権利擁護-1 * BCP 研修-1 BCP 訓練-1	書類整理(ケア向上) 虐待防止検討委員会(1) 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会 広報誌発行	施設内地域活動検討会議
7		ガラス窓清掃 外庭清掃・除草 ・グリストラップ清掃 定期 検便 1 回/月:調理員	七夕 お盆イベント 衣替え(利用者) 杜カフェ開催	* 認知症ケア * 疾患と心理症状、BPSDの理解とチームケアの方法	広報誌発行 施設内外のリスク点検(リスク) * 初盆のご挨拶(担当) 月1回の委員会開催	
8	運営推進会議	ガラス窓清掃 施設外壁清掃 外庭清掃・除草	納涼祭(中旬) 花火鑑賞(恵楓園・下旬)	看取りケアについて	総合防災訓練(夜間)	施設内地域活動検討会議

	災害・防災月 間	災害用備蓄品整理 検便1回/月:調	花火(施設庭先)		月1回の委員会開催 身体拘束廃止適性委員会(1) 生産性向上推進委員会	
9	理事会	消防設備点検 職員健診(夜勤務 者) 害虫駆除(年3回) ・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理 員	敬老会	①リスクマネーজে ント:事故分析-1 権利擁護・倫理・ 接遇について-2	虐待防止検討委員会(2) 月1回の委員会開催	
10	合志市防災 訓練協力 運営推進会 議	寝具交換 エアコン・空調フィ ルター清掃 検便1回/月:調理 員	コスモス花見ドライ ブ	感染症管理-2 (新型コロナ・イン フルエンザ・ノロウイ ルス他)	広報誌発行 BCP 研修・訓練-2 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会	
11		ガラス窓清掃 インフルエンザ予防 接種 検便1回/月:調理 員	外食テイクアウト・ ピクニック スポーツ大会	高齢者の権利擁護 -2 外部講師(可)	虐待防止検討委員会(3) 月1回の委員会開催	
12	理事会	・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理 員	門松づくり	(虐待・身体拘束・ 不適切なケアを考 える) 理念・運営方針に ついて 自己啓発について	大掃除(環境美化) 書類整理 虐待防止検討委員会(3) 月1回の委員会開催 生産性向上推進委員会	地域活動 自治会公民館 清掃
R8.1		備品在庫整理 検便1回/月:調理 員	初詣	高齢者の権利擁護 -3	身体拘束廃止適性委員会(4) 月1回の委員会開催	

R8.2	運営推進会議	・グリストラップ清掃 定期 検便1回/月:調理 員	節分イベント 植木市(1月下~2 月中旬)		各種委員会のまとめ・次年度 計画 生産性向上推進委員会	
R8.3	理事会 次年度事業 計画	備品在庫整理	消防設備点検 おやつ作り	ひなまつりイベ ント	令和8年度事業報告・次年度 計画提出 月1回の委員会開催	

令和7年度 居宅介護支援事業所 事業計画(案)

(運営方針)

地域包括ケアの実現のために地域と連携し、下記の項目を中心に可能な限り在宅で自立した生活が送れるように支援する。

- ・認知症(若年性を含む)方の在宅支援
- ・要介護者ならび要支援者の重度化予防
- ・医療との連携
- ・在宅におけるターミナルケア
- ・利用者ならび家族支援

(事業計画)

1:基本事業

- ・利用者ならび家族からの相談を受け、要介護認定申請の代行ならびその後の支援を行い、サービス利用につなげる。
- ・認定後の福祉制度の活用や居宅サービス計画書の作成、サービス導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務など行う。
- ・地域包括支援センターからの委託を受け、要支援者の介護予防プランを作成、サービス導入や連絡調整、モニタリング、給付管理など行う。
- ・特養を含めたグループ施設と連携し、在宅での生活が困難な方への施設入所を含めた支援を行う。

2:地域とのつながりを深め、地域福祉に貢献する。

- ・近隣小学校の福祉教育活動への参加協力(依頼時)
 - ・合志市域包括支援センターを含む他市町村の包括支援センターと連携を図り、必要時は「地域ケア会議」に参加し、地域課題の提案や解決を含めた提言を行う。
 - ・地域高齢者サロンへの活動協力
 - ・地域からの相談を随時受け、関係各所に繋げる。

3:外部研修

- ・主任介護支援専門員の更新要件に該当する研修への参加(年4回)
 - ・その他の研修
- ・認知症ケア専門士(年3回他)

3:外部研修

- ・熊本県介護支援専門士協会が実施する研修
- ・こうしケアマネクラブならび近隣市町村が実施する研修会
- ・熊本県が実施する福祉系の研修会

4:職員体制

職名	員数	職務内容
管理者 1名 介護支援専門員	常勤 1名	事業所内の従業員の管理および業務の 実行状況の把握その管理を行う。

*利用者の増加に伴い、状況に応じて増員を検討していきたい。

5:収支計画

- ・令5年度は介護支援専門員の交代により、新たに介護支援専門員を雇用し1名

*要介護

居宅介護支援費(I)

取扱要件	利用料(1ヶ月あたり)	1件あたり
居宅介護支援費(i) (件数40件未満)	要介護1・2	1086単位(10860円)
	要介護3・4・5	1411単位(14110円)

取扱要件	利用料(1ヶ月あたり)	
居宅介護支援費	要支援	3920円(熊本市) 4420円(合志市) 4420円(菊陽町)

・令和6年は230万円で前年度の実績として収支あり。令和7年度は前年度の収支を上回り約360万円程度/年の予測

第3号議案 令和7年度事業予算(案)

提出理由

(事業計画及び収支予算)

定款第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

定款(事業報告及び決算)第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。(1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書(5) 事業報告貸借対照表及び収支計算書の附属明細書(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。となっております。

審議内容

令和7年度事業予算(案)の説明を行いますので、ご審議をお願いいたします。